

改正概要

令和6年12月23日
横浜市下水道河川局管路保全課

横浜市排水設備指定工事店規則の一部改正及び横浜市排水設備指定工事店の申請等の様式を定める要綱の制定について

横浜市排水設備指定工事店規則（以下、「規則」という。）の一部を改正します。また、同規則の改正に伴い、規則で定めた様式を削除し、新たに、横浜市排水設備指定工事店の申請等の様式を定める要綱を制定します。

1 規則改正等の内容

- (1) 指定・指定更新の申請に係る提出書類の簡素化（規則第2条第2項）
- (2) 指定の基準の見直し（規則第3条第4号オ）
- (3) 横浜市排水設備指定工事店の申請等の様式を定める要綱の制定に伴う申請書及び届出書の様式の整理・見直し

2 規則改正等の理由

- (1) 現在、横浜市では指定工事店の新規指定で最大16種類、指定更新申請で最大20種類の書類の提出を求めています。

かねてより、横浜市管工事協同組合や指定工事店などから提出書類が多いという声を頂いており、一方で市役所側も書類の審査項目が多く、双方で負担となっておりました。

こうした声を受け、内部で検討を重ねた結果、「定款または寄付行為」及び「身分証明書」の提出を省略できると考えております。

これまで、法人の営業実態を確認する目的で「定款または寄付行為」の提出を求めておりましたが、その確認は登記事項証明書で足りると考えております。また、代表者が破産者でないことを確認するために「身分証明書」の提出を求めておりましたが、申請書に破産者ではないという誓約欄を設け、それにチェックすることで確認が可能であると考えております。

定款または寄付行為及び身分証明書の提出は規則第2条第2項に明記されているため、該当部分を改正します。

- (2) 規則第3条第4号オで、申請者の欠格条項として「法人であって、その代表者その他の役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの」と規定していますが、実務上、確認しているのは代表者のみとなっておりますので、「法人であ

って、その代表者がアからエまでのいずれかに該当するもの」と改めます。

- (3) 規則で定めた様式を削除し、「横浜市排水設備指定工事店の申請等の様式を定める要綱」を制定することに伴い、規則本文中にある文言を修正します。

また、休止の届出をした指定工事店が、業務を再開した際には、排水設備指定工事店再開届出書を提出する必要があるが、規則中に規定されておらずでしたので、規則第8条第3項に条文を新設します。

3 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。